

主要農作物種子法廃止後の県条例制定について

1. 他の道県における取組状況

(H31年2月21日現在)

	道県名	施行日	特徴など
条例制定	兵庫県	2018. 4. 1	—
	新潟県	2018. 4. 1	・種子生産団体への情報の提供
	埼玉県	2018. 4. 1	・在来種(糯・大豆)の生産および維持 ・財政措置
	山形県	2018. 10. 16	・県民理解の促進 ・財政措置
	富山県	2019. 1. 1	・全国一の種もみ出荷県を意識 ・拠点施設設置
制定予定	宮崎県	2019. 4. 1	・採種団体および生産者の役割 ・財政措置
	岐阜県	2019. 4. 1	・前文あり(種子は「地域の財産」) ・県民理解の促進 ・財政措置
	福井県	2019. 4. 1	・優良な品種の開発 ・情報の提供 ・財政措置
	北海道	2019年度	・前文あり ・小豆、いんげん、えんどう、そば対象 ・知的財産保護 ・財政措置
	長野県	2020. 4. 1	・前文あり ・信州の伝統野菜の種子保存 ・財政措置

2. 市町議会から意見書の提出

- 昨年9月から12月にかけて、14の市町議会から知事あてに意見書が提出
- 「県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまで通りの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例制定を強く要請する」という内容。

3. 本県の条例の考え方

①背景

- ☞ TPP協定の締結など国際化の進展、高齢化に伴う農業就業人口の減少、頻発する気候変動、米政策改革に伴う産地間競争の激化等、本県農業を取り巻く環境はこれまでにない変化。
- ☞ 本県の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、こうした情勢変化に対応し、高い生産性を生み出す技術の開発とその普及により、多様な農業者が意欲と誇りをもって農業生産に取り組むことができる環境づくりが必要。

②本県の条例の目指すもの

- ☞ 本県農業を取り巻く大きな環境変化に対応するため、農産物の安定生産や生産性の向上、品質の改善などを通じて本県農業の持続的発展を目指す。
- ☞ このため、滋賀の気候風土に合った品種の育成や普及、育成した品種の権利保護、気候変動への対応、革新的技術の体系化が必要。
- ☞ その中で、主要農作物種子の生産と安定供給を規定することを検討。

③検討の進め方

- ☞ 農業者だけでなく、消費者など、県民の方々から幅広く意見を聴きながら、条例の制定に向けて検討を進める。